



「International会員」の4つの区分について

International Resident会員：

- a. 整形外科に重点を置くレジデント研修、または筋骨格外傷治療に関するフェローシップ研修に参加していること。
- b. 1名の「Active」、「Research」または「International」OTA会員が推薦人であること、あるいは、研修課程指導医またはフェローシップ研修指導医による推薦状があること。
- c. Orthopaedic Trauma Association の理事会が定める会費、費用および評価に関する要件に従うことに合意すること。

** レジデント研修修了からの経過年数は最長 5 年とし、それ以降は他の会員区分 (International Active、International Research、または International Clinical) に移行する。

**

International Active会員：

- a. 整形外科外傷学に直接関係する臨床業務、教職業務および／または研究業務が業務時間の 50% を占めること。
- b. 申請者が業務を行っている国の該当する認定機関および専門医審査委員会による認定を受けており、現在有効な資格証明書を有していること。
- c. 居住国の国民または居住外国人であり、その国で業務を行っていること。
- d. 申請期限前 60 カ月の期間内に、査読誌で整形外科外傷の分野またはその関連分野の学術論文を筆頭著者として 1 本以上、または共著者として 3 本以上発表していること。査読誌のリストはOTAウェブサイトをご覧ください：<http://www.ota.org> for a list of peer-reviewed journals
- e. 可能であれば、整形外科外傷学等の組織を含む、国の外傷学組織の会員であること。
- f. Orthopaedic Trauma Association の 1 名の「Active」、「Senior」、「Research」または「International」会員が推薦人であること。
- g. Orthopaedic Trauma Association の理事会が定める会費、費用および評価に関する要件に従うことに合意すること。

International Clinical会員：

- a. 整形外科外傷学に直接関係する臨床業務、教職業務および／または研究業務が業務時間の50%を占めること。
- b. 申請者が業務を行っている国の該当する認定機関および専門医審査委員会による認定を受けており、現在有効な資格証明書を有していること。
- c. 居住国の国民または居住外国人であり、その国で業務を行っていること。
- d. 可能であれば、整形外科外傷学等の組織を含む、国の外傷学組織の会員であること。
- e. Orthopaedic Trauma Association の1名の「Active」、「Senior」、「Research」または「International」会員が推薦人であること。
- f. Orthopaedic Trauma Association の理事会が定める会費、費用および評価に関する要件に従うことに合意すること。

International Research会員：

- a. 現在の研究活動の50%以上が筋骨格外傷のための研究か、あるいはそれに関連する研究であること。
- b. 申請期限前60カ月の期間内に、整形外科外傷またはそれに関連する査読論文を著者として5本以上発表していること。
- c. OTA 研究委員会およびOTA 理事会の両者の3分の2の投票により、整形外科外傷研究への重要な貢献が認められた研究があること。
- d. Orthopaedic Trauma Association の1名の「Active」、「Senior」、「Research」または「International」会員が推薦人であること。
- e. Orthopaedic Trauma Association の理事会が定める会費、費用および評価に関する要件に従うことに合意すること。